

## 天栄村マスコットキャラクター「ふたまたぎつね」着ぐるみ使用取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、天栄村が所有する、天栄村マスコットキャラクター「ふたまたぎつね」の着ぐるみ（以下「ふたまたぎつね」という。）を使用する場合の取り扱いに関し、必要な事項を定める。

### (使用承認の基準等)

第2条 使用目的及び方法が村の施策の推進に寄与し、または公益性が高いと認められる場合には、ふたまたぎつねの使用を認めるものとする。ただし、次の各号に該当する場合は、使用を認めない。

- (1) 法令や公序良俗に反するおそれがある場合
- (2) 村のイメージ、品位を傷つけるおそれのある場合
- (3) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (4) 特定の政治、思想、宗教の活動に利用されるおそれがある場合
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が使用する場合及びこれらの者が商品等を販売する場合
- (6) 不当な利益をあげるために利用されるおそれがあると認められる場合
- (7) ふたまたぎつねのイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (8) ふたまたぎつねの利用によって誤認または混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (9) その他、承認することが不相当と認められる場合

### (使用方法)

第3条 ふたまたぎつねの使用に際しては、承認された用途に限り使用するものとする。

### (使用料)

第4条 ふたまたぎつねの使用料は、当分の間、無償とする。

### (使用期間)

第5条 ふたまたぎつねの使用期間は、原則7日間とする。ただし、特別な理由により天栄村長（以下「村長」という。）が認める場合は、期間を延長することができる。

### (使用承認申請)

第6条 ふたまたぎつねを使用する場合は、村長に対し、承認申請を行わなければならない。ただし、村長が特別の事情があると認める場合であって、事前に協議をしている場合を除く。

2 前項の承認を受けようとする者は、様式第1号（天栄村マスコットキャラクター「ふたまたぎつね」着ぐるみ使用申請書）を村長に提出しなければならない。

3 村長は、申請内容を確認するため、必要な書類等の提出を求めることができる。

### (承認通知)

第7条 使用を承認するものについては、様式第1号（天栄村マスコットキャラクター「ふたまたぎつね」着ぐるみ使用承認書）を交付する。

2 村長は、使用を承認するに際し条件を付すことができる。

（不承認通知）

第8条 ふたまたぎつねの使用を承認しない場合は、申請者に対し、様式第2号（天栄村マスコットキャラクター「ふたまたぎつね」着ぐるみ使用不承認通知書）によりその旨を通知する。

（使用上の遵守事項）

第9条 第7条による使用承諾を受けた者（以下「使用者という。」）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1）承認された内容のみに使用すること。
- （2）第7条の承認を受けた権利を譲渡または転貸しないこと。
- （3）火気及び危険物の近辺で使用しないこと。
- （4）荒天時に屋外で使用しないこと。

（使用状況及び使用実績の確認）

第10条 村長が必要と認めた場合には、使用者に対し必要な帳票、記録等の資料や説明を求め、ふたまたぎつねの使用状況及び使用実績の確認調査を実施する。

（使用承認の取消し等）

第11条 次の各号に該当する場合は、使用承認の取り消しを求める等の措置を行うことができる。

- （1）使用承認申請の内容に虚偽があることが判明した場合
- （2）ふたまたぎつねを使用承認条件に違反して使用した場合
- （3）第2条各号のいずれかに該当するに至った場合
- （4）その他村が必要と認めた場合

（損害賠償等の責任）

第12条 ふたまたぎつねの使用に関し、村は損害賠償等の一切の責任を負わない。

2 使用者は、ふたまたぎつねの使用に際して故意または過失により村に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を村に賠償しなければならない。

4 使用者は、ふたまたぎつねの使用に際して故意又は過失によって着ぐるみを紛失又は汚損等した場合は、現物又は実費をもって弁償し、原状に復さなければならない。

（その他）

第13条 この要領に定めるもののほか、ふたまたぎつねの使用に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。